

議案第17号

大阪市芸術文化振興条例の一部を改正する条例案

大阪市芸術文化振興条例（平成16年大阪市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第12条中「ついて」を「関し」に改め、同条を第13条とし、第5条から第11条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（文化振興計画の策定）

第5条 市長は、芸術文化振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「文化振興計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、文化振興計画を策定しようとするときは、あらかじめ大阪府市文化振興会議の意見を聴かなければならない。

3 市長は、文化振興計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、文化振興計画の変更について準用する。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年2月15日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

芸術文化振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画に関し必要な事項を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市芸術文化振興条例（抄）

（本市の責務）

第4条 省 略

（文化振興計画の策定）

第5条 市長は、芸術文化振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「文化振興計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、文化振興計画を策定しようとするときは、あらかじめ大阪府市文化振興会議の意見を聴かなければならない。

3 市長は、文化振興計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、文化振興計画の変更について準用する。

第5条 - 第11条 省 略

第6条 第12条

（施行の細目）

第12条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

第13条 関し